令和元年度　公文書開示（６月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R1.5.29	R1.6.12	・２９政総総契第３５２号の２　契約締結決定通知書「解放新聞中央版外３点の購読」 ・２９政総総契第３５４号の２　契約締結決定通知書「地域と人権（全国版）外１点の購読」	2	1															政策企画局総務部総務課
2	R1.6.19	R1.6.28	「魅力あるまちづくりWG」議事録及び「魅力あるまちづくりWG」資料				1				1	1		1	1				・民間メンバーの氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。（２号） ・意見交換の内容及び資料の内容は、公開を前提にしていない企業の情報が含まれるため、当該情報を公にすると、当該企業の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（３号） ・現時点では、都の内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。（５号） ・魅力あるまちづくりWGについては、メンバーに自由闊達な意見交換を行っていただくため、「東京ベイエリアビジョン」（仮称）の検討に係る官民連携チーム設置要綱第４条第３項に基づき、会議の全部を非公開にしていることから、会議の議事録及び資料も非公開としている。 　一方、WGでの意見交換の概要については、議事要旨として公開している。また、意見を反映させた資料は、総括会議の資料として公開するとともに、総括会議の議事録は、公開している。 　当該WGの議事録及び資料を公開した場合には、自由闊達な意見交換を妨げることになるとともに、事務局とメンバー間の信頼関係が損なわれることで、メンバーから協力を得られなくなるなど、今後の事務に支障を及ぼす恐れがあるため。（６号）	政策企画局計画部計画課